

海上保安庁新型インフルエンザ等対策の概要

【令和7年6月12日改定】

【基本方針】◎ 関係機関と連携した水際対策の実施などによる感染拡大抑止(国民健康被害の最小化)

◎ 海上保安庁職員への感染対策等の徹底による海上保安業務の継続(国民生活等への影響の最小化)

＜海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画抜粋＞

発生段階	準備期	初動期	対応期
実施体制	○業務継続計画の策定 ○関係機関との連携強化	○政府新型インフルエンザ等対策本部 ○国土交通省新型インフルエンザ等対策本部 ○本庁・各管区新型インフルエンザ等対策本部	
水際対策等 対応業務	○関係機関との連携訓練等の実施	○船舶等への情報提供(航行警報・海の安全情報等による) ○検疫集約港、周辺海域及び停留措置船舶に対する警戒警備の実施 ○発生国・地域からの密入国者に対する不法上陸の防止 ○在外邦人帰国のための航空機・巡視船の派遣 ○検疫所、都道府県等からの要請に基づく感染者、救援物資等の搬送	
感染対策	○職員に対する情報提供 ○関係団体に対する情報提供 ○感染防止資器材等の整備 ○研修・訓練の実施	○救難活動・立入検査・捜査活動時における感染対策の徹底 ○濃厚接触したおそれのある場合の措置 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 積極的疫学調査への協力	
業務継続のための 措置	○特定接種に向けた準備 ○業務継続計画の見直し	○特定接種の実施 ○近隣部署相互間の連携強化	